令和８年度　空き店舗等対策家賃補助事業　要項

◇目　　的　　空き店舗又は事務所（以下店舗等という）を借りて本市内へ新しく開業もしくは営業する者に対して、家賃の一部を補助します。この補助金は市内空き店舗並びに新規開業を支援し、市内産業の活性化を目的としています。

◇申請期間　　令和８年４月９日(木)～令和９年２月 26 日(金)
※なお、既に店舗を開業している場合や開業に伴う工事を開始している場合は、申請できませんのでご注意ください。
※補助予算なくなり次第受付終了とします。

◇補 助 額　　家賃補助として事業主負担の月額賃料の 2/3 以内を、6 か月分補助（千円未満切捨て）
限度額　月額 25 万円
※令和９年３月末までの家賃支払い分を対象とする
※交付期間内に支払いが発生する賃料が対象（駐車場代、共益費、倉庫代等は対象外）

◇交付決定日　　申請受付から 2～3 週間程度

◇交付形態　　内容に不備が無い場合、決定通知を発送し四半期毎に指定口座に振込みます。

◇空き店舗の要件　　・東京都府中市内において３ヶ月以上店舗、事務所、倉庫として貸し出されていないもの

◇補助要件　　①家賃補助要件
・府中市内で事業を行う法人・個人事業主であること
・府中市内の空き店舗の所有者および三親等以内の親族でないこと
・中小企業・小規模事業者であること
※中小企業の定義（中小企業基本法より）
製造・建設業その他　：資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下
卸売業　：資本金１億円以下または従業員 100 人以下
小売業　：資本金 5,000 万円以下または従業員 50 人以下
サービス業　：資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下
※市内で営利活動を行う NPO 法人も対象とする
・1 日のうち 6 時間以上営業し、かつ週 5 日以上営業すること
・補助金受給後も 3 年以上事業を継続する意思があること
・令和８年４月１日（水）以降の日付で市内の空き店舗、事務所の賃貸契約をすること、または、申請者が市内で空き店舗、事務所を借りて新たに開業すること(1 事業所 1 回限り)
・新たに開業する場合は、交付決定日から起算して１ヶ月以内に店舗にて営業開始できること
・市内の事業者でも既存店舗を残しつつ新たに別店舗で営業も可（移転は不可）
・賃貸借契約書があること（駐車場代、敷金、礼金、保証金、共益費等は対象外）
・住居と兼用していないこと又はバーチャルオフィスではないこと。倉庫不可

・第三者への転貸をしないこと
・創業補助金等の賃料を対象とする他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと
・家賃の支払い確認書類等の提出ができること
・所在する店舗の商店会に加入すること。
※商店会が店舗出店場所にない場合は、むさし府中商工会議所に入会すること
・暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの
・宗教法人や政治活動、マルチ商法等に抵触する事業でないこと

◇その他　提出された証拠書類と補助事業の進捗確認の為、事務局等が実地検査に入る事があります。検査にご協力いただけない場合、補助を取消し、返還命令が出る可能性があります。又、補助事業者が「府中市補助金等交付規則」に違反する行為等をした場合にも補助金交付を取消し、返還命令、不正内容の公表が行われる可能性があります。違反している事が明確な場合は当該法令による罰則を受ける可能性があります。

◇申請書類　下記必要書類①～⑦を提出してください。
【共通書類】
①補助金交付申請書・空き店舗等の確認書（様式 1、2）
②店舗等の賃貸借契約書の写し(家賃及び開業場所等が必ず分かるもの必須)
③振込先通帳の見開き 1 枚目の写し　※正確に口座情報が分かる物を提出
④出店計画書　様式 3-1（創業者の場合は創業計画書　様式 3-2）
※金融機関提出済みの出店計画書（創業計画書/創業者のみ）でも代用可
【個人の場合】
⑤直近の市・都民税納税証明書又は源泉徴収票（直近が会社員の方）等
⑥本人の住民票(発行後 3 ヶ月以内のもの)
⑦確定申告書（直近の物）の写し又は開業届の写し（決算期を一度も迎えていない場合のみ）(※WEB 申告者は受信通知書添付必須)
【法人の場合】
⑤履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）
⑥直近の市・都民税納税証明書等の納税状況が分かる物(法人及び代表者の両方)
⑦代表者の住民票(発行後 3 ヶ月以内のもの)

◇報告書類　家賃の支払明細の提出（領収書等家賃支払いの実績が第 3 者に分かる物）

◇申請書類入手方法　①会議所ホームページ　②会議所窓口　③市役所おもや 3 階 産業振興課窓口

◇申請の流れ　上記申請書類を、むさし府中商工会議所に提出すること

◇問合せ先　むさし府中商工会議所 中小企業相談所
〒183-0006 府中市緑町 3-5-2　TEL 042-362-6421　FAX 042-369-9889
メール info@tama5cci.or.jp